



平成31年(ワ)第100号 損害賠償請求事件
原告 片倉一美 ほか32名
被告 国

証拠説明書(5)

令和2年4月24日

水戸地方裁判所民事第1部合議係 御中

被告指定代理人

高	洲	昌	弘
川	端	裕	子
前	川		悠
荒	木	佑	馬
渡	邊	千	夏
倉	島	大	地
近	藤	敦	哉
森	田	大	輔
田	卷	忠	男
林		孝	博
木	幡		匠
佐	藤	寿	延
高	畑	栄	治
青	山	貞	雄
倉	澤	博	之

瀧	ヶ	崎	由	一
土		田		純
大		坪	昌	彦
清		水	邦	芳
村		田	和	基
菊		地	由	花
渡		邊	加	奈
内		田	剛	二
高		橋		靖
松		本	充	弘
神		達	和	明
近		藤		誠
與		儀	亜 希	子
工		藤	美 紀	男
青		木	孝	夫
椎		名	紀	幸
大		谷	俊	之
鈴		木	喜	明

略語は従前の例による。

号証	標目 (作成者)		作成 年月日	立証趣旨
乙68	河川法の施行について (建設事務次官)	写し	昭和 40.3.29	鬼怒川に係る河川整備計画とみなされていた平成7年工実は作成時点においては「水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針を定め河川工事の計画的な実施の基本となるべきもの」とされていたこと
乙69 の1	平面図 (倉持測量株式会社)	写し	平成 27.3	平成26年度に実施した工事測量図
乙69 の2 ないし 23	横断面図 (倉持測量株式会社)	写し	平成 27.3	同上
乙70	H26年三坂地先外築 堤護岸設計業務設計報 告書(抜粋) (株式会社建設技術研 究所)	写し	平成 27.3	上三坂地区において堤防整備を検討するために築堤等の設計業務を委託していたこと